## 2025年度の考査の実施方針等について

#### 1. はじめに

日本銀行は、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会で決定している1。

考査、オフサイト・モニタリングの実施にあたっては、金融システムを取り巻く環境変化や、金融機関が直面する様々な課題を踏まえて、金融機関の健全性やリスク管理の実態をより迅速かつ継続的に把握し、金融システム全体としての変化をタイムリーに把握することが重要となっている。

2024年度においても、日本銀行では、考査とオフサイト・モニタリングの一体的 運用に取り組んできたほか、大手金融機関を対象とした金融庁との共同調査<sup>2</sup>をは じめ、様々な取組みを通じた金融庁との連携により、金融システムの詳細な把握に 努めてきた。

「2025 年度の考査の実施方針等について」では、2024 年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された金融機関の経営動向やリスク管理の状況を整理するとともに、このところの環境変化も踏まえながら、2025 年度の考査を実施するうえでの重点事項や、考査運営面での対応などを取りまとめている。また、オフサイト・モニタリングにおいても、考査との一体的運用を図る観点から本方針の重点事項を踏まえつつ、環境変化に伴う柔軟性を確保して対応していく。

#### 2. 2024 年度の考査の実施状況等

### (1) 考査の実施状況

日本銀行は、国内銀行 20 先、信用金庫 41 先、外国銀行・証券会社<sup>3</sup>等 7 先の合計 68 先に対し、考査を実施した。なお、2023 年度以降、立入調査とリモート手法を

<sup>1</sup> 日本銀行法第 15 条第 2 項第 5 号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 2024 年度における共同調査のテーマとしては、「共通シナリオに基づく一斉ストレステスト」、「外貨流動性リスク管理」、「サイバーセキュリティ管理」を実施したほか、「気候変動シナリオ分析」を行っている。テーマについては、金融システム上の重要性に応じて、金融庁と協議のうえ、適宜見直すこととしている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第 28 条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

組み合わせたハイブリッド型の考査を中心に行っており、2024 年度もこうした形式を継続した。

### 考査の実施先数推移

(先)

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
国内銀行	2 0	2 0	2 0
信用金庫	3 7	4 2	4 1
外国銀行・証券会社等	4	5	7
合 計	6 1	6 7	6 8

# (2) 考査等で確認された事項

2024年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された、金融機関の収益力・経営体力、経営管理およびリスク管理の状況等を整理すると、次のとおり。

## (収益力・経営体力、経営管理)

経営体力をみると、金融機関の自己資本は、各種リスク量との対比で総じて充実 した水準にあり、十分な損失吸収力を備えている。世界的な金融経済情勢の変化や それに起因する様々なストレスのもとでも、円滑な金融仲介機能は維持されている。

また、収益力に関し、大手金融機関では、円金利上昇を踏まえた国内預貸業務の基盤強化の動きに加え、国内外における買収・出資等のインオーガニック戦略を進めつつ、持株会社傘下の銀行、証券、信託、ノンバンク等のグループ全体としての収益力の強化、収益源の多様化を図る動きが引き続きみられた。

地域金融機関では、円金利上昇に伴い国内預貸業務の収益力が改善する先がみられたほか、ストラクチャード・ファイナンス(LBO ローン、再生可能エネルギー関連、船舶・航空機向け等。以下、ストファイ)やプライベートエクイティ(PE)ファンド投資など、注力分野においてリスクテイクを積極化させる動きもみられた。一方、円金利上昇に伴う預金利息の増加のほか、人口減少等の構造要因、システムや人的資本への投資の増加により、基礎的収益力が下押しされる先も引き続きみられた。

こうした中、経営管理面では、金利上昇の収益面への影響の把握や、その前提となる預貸金金利の追随率の実現可能性の検証に課題がある先がみられた。また、ROE等の向上を目指しリスクテイクや株主還元を積極化させる先に対して、収益管理指標(RORA等)の高度化や経営への活用について対話を行った。他方、人員制約を受けて業務運営面に影響が生じている先がみられる中で、DXの活用や店舗統廃合等により、こうした制約に対応している事例もみられた。

この間、オープン API やクラウド、生成 AI 等を含め、DX の活用により、業務効

率化や非対面での対顧客サービスの拡充等を図る動きが広がっている。こうした状況を踏まえ、サイバーセキュリティ対策強化に向けた自助努力を促す観点から、2024年度は地域金融機関や証券会社に加え、一部の大手金融機関等に対しても、セルフアセスメントを金融庁と共同で実施し、各金融機関に集計結果を還元したほか、各協会と意見交換を実施した。また、気候関連金融リスクについては、引き続き対応を進めている先が広がっていることが確認されたほか、金融庁と連名で公表した「気候関連シナリオ分析〜銀行セクターにおける今後の取組〜」に基づき、一部の大手金融機関に関し、同庁と共同で気候変動シナリオ分析を実施している。

### (信用リスク)

金融機関の与信動向をみると、大手金融機関では、ファンド等の非銀行金融仲介機関(NBFI)向けファイナンスや M&A ファイナンス、不動産関連貸出、サステナブルファイナンス等、地域金融機関では、不動産関連貸出(特に分譲販売・売買業向け)やストファイのほか、越境貸出等に注力する先がみられている。また、大手金融機関、地域金融機関とも、企業の資金繰り支援や経営改善支援等に積極的に取り組んでおり、DDS や DIP ファイナンスなど抜本的な金融支援による企業再生事例もみられている。

こうした中、信用コストは、2020年度に感染症の影響等から増加した後は落ち着いた動きが続いており、先行きについても、概ね横ばい圏内で推移する見通しの先が多かった。もっとも、大手金融機関では海外関連、一部の地域金融機関では、越境貸出先や非メイン先等における突発破綻、感染症拡大以前からの業況不芳先において、大口の信用コストが発生する先もみられた。

リスク管理面では、債務者の財務・資金繰り状況の実態把握や債務返済可能性等の分析、業況不芳先に対する経営改善支援の実効性等に課題のある事例が確認された。また、注力分野における審査・管理が業容拡大に追い付いていない事例がみられた。例えば、分譲販売・売買業向けの不動産関連貸出では、プロジェクトの検証や販売業者の評価、物件販売の進捗管理、ストファイでは、LBOファイナンスにおいて収支見通しの策定や業績悪化時の計画の見直し等に課題がみられたほか、再生可能エネルギー関連においてプロジェクトの進捗管理やキャッシュフロー検証に課題がみられた。

#### (市場リスク)

金融機関の有価証券投資の動向をみると、内外金利動向にかかる不確実性の高まり等から、抑制的な投資スタンスが継続している。また、地域金融機関を中心に評価損を抱えリスクテイク余力が低下している先もみられている。こうした中、満期保有目的の円債投資残高を増加させる動きもみられている。

リスク管理面では、地域金融機関を中心に、損失限度枠管理の枠組みや限度枠抵 触時のアクションプランの組織的な検討が不十分で評価損が拡大した先がみられ た。また、配賦資本の枠組みにおいて評価損を勘案していない事例や、ストレス時における分配可能利益や純資産価値への影響を把握していない事例など、リスク許容度の把握や組織的な検討が十分でない事例がみられた。このほか、評価損が大きい先に対しては、評価損の処理計画の妥当性や、ベアファンドによるヘッジ取引の実効性、満期保有目的債券の保有限度枠管理の適切性について対話を行った。

#### (流動性リスク)

大手金融機関では、外貨について、粘着性が相対的に高い外貨預金や円投調達の長期化等により、調達の安定性維持に努めている。また、米銀破綻等の経験も踏まえ、米国拠点における預金の粘着性分析や本店からの回金の増額等にも取り組んでいる。こうした中、ストレステストや緊急時調達計画の精度向上に課題がみられた。

地域金融機関では、円貨については十分な流動性を保有し、管理にも問題のない 先が多い。もっとも、預金が趨勢的に減少している先や増勢が鈍化している先がみ られる中、預金動向の分析が不十分な事例がみられたほか、緊急時の対応について、 店舗網の縮小や店舗の少人数化等に伴う見直しが行われていない事例がみられた。 外貨については、運用対比の要調達額が幾分拡大するもとで、調達環境の変化を踏 まえた安定的な調達手段の確保や、ストレス時の対応力強化が課題となっている先 がみられた。

このほか、オンラインで他行庫振り替え可能なインターネットバンキング預金での調達に取り組む先において、ストレス時における預金の流出リスクを適切に把握していない事例がみられた。

#### (オペレーショナルリスク<sup>4</sup>)

システムリスクについては、大手金融機関、地域金融機関ともに、新しいデジタル技術の活用等が進む一方、ランサムウェア等のサイバー脅威が一段と高まっている。

こうした中、サイバーセキュリティ管理では、サポート期限管理やファイアーウォール設定などの基本動作の徹底が不十分な事例がみられたほか、グループ会社や委託先等のサードパーティに対する管理が不十分な事例もみられた。また、クラウドの利用に関して、管理基準やセキュリティ設定など、リスク管理体制が不十分な先がみられた。このほか、システム開発プロジェクトの管理体制面で課題のある事例がみられた。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、マネロン等)対策については、2023年度に続き、金融庁検査との連携の枠組みを通じて問題意識や視点を共有しながら、金融機関における体制整備の状況を点検した。その結果、全体として体

<sup>4</sup> 事務、コンプライアンス、コンピュータシステム、業務継続など業務運営全般にわたるリスク。

制整備に向けた取組みが進められていたが、一部に対応が不十分な先もみられた。

### 3. 2025 年度の考査の実施方針

2025年度の考査の実施方針は以下のとおり(より詳細な重点事項については(別紙)参照)。また、オフサイト・モニタリングにおいても、考査との一体的運用を図る観点から本方針の重点事項を踏まえつつ、環境変化に伴う柔軟性を確保して対応していく。

### (1) 収益力・経営体力の見通しおよび経営管理の実効性

内外金融経済情勢等の外部環境の変化に対する経営陣の認識と中長期的な経営 戦略の実現可能性、そのもとでの収益力や経営体力の見通しおよび経営管理の実効 性を点検する。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 大手金融機関については、グローバル展開やグループ戦略による幅広い金融サービスへの取組み状況と実効性、DXの活用等の状況と実現可能性。
- ✓ 地域金融機関については、地域経済や経営資源を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築に向けた考え方と取組み状況。トップライン収益の強化策や店舗・人員配置見直しなどのリソース管理、業務改革等の経営効率化策の実効性。経営統合やグループ経営、特に他社連携により経営基盤強化を進める先については、その取組み状況や実効性。
  - ―― これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、地域 経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況等に関し対話を継続する。
  - ―― 人員制約が強まっている先については、そのもとでの業務運営面への影響やリソース管理の十分性についても点検し、DX の活用や人的資本の強化等を含めた対応策とその実効性について対話を行う。
- ✓ 市場金利が織り込む金利見通しを踏まえた先行きの収益見通しや、そのもと での預貸金や有価証券運用等の ALM 運営。
  - 一 資産・負債の構成変化や ALM 運営を踏まえた預貸金の金利追随率および 残高の実現可能性について、市場金利が織り込む金利見通しを前提とした 収益力シミュレーション等により確認し、対応策について対話を行う。
- ✔ ROE 等の向上を目指しリスクテイクや株主還元を積極化させる先においては、 収益力向上に向けた収益管理の実効性(RORA 等の採算性指標の活用方法を含む)。
- ✓ 有価証券評価損やリスク量を踏まえた経営体力管理(分配可能利益や純資産 価値への影響を含む)。
- ✓ 銀行勘定の金利リスク (IRRBB) を踏まえた ALM 運営。

- ✔ 先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先については、リスクアセット管理の実効性、配当等の資本政策のあり方。
- ✓ 気候関連金融リスクの把握・管理、情報開示、取引先企業の取組み支援の対応状況。

### (2) ガバナンス体制の整備状況や有効性

経営管理やリスク管理の実効性を確保するために必要なガバナンス体制の整備 状況や有効性について点検する。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 海外拠点を有している先や持株会社形態の金融グループについて、グループ 戦略、グローバル展開、各法域における金融規制・監督枠組み等に見合った統 制状況。
- ✓ 内部監査の機能度、高度化への取組み状況。
- ✓ 経営管理やリスク管理が有効に機能するために必要な情報把握体制。

### (3) 各種リスクの状況とリスク管理体制の整備状況

経営陣が認識するトップリスクと、それへの対応方針を踏まえて、金融機関が抱える各種リスクの状況と先行きの方向性を把握したうえで、リスク管理の実効性を点検する(一部の大手金融機関の外貨流動性リスク管理やサイバーセキュリティ管理など、金融庁との共同調査の対象については、考査との重複を回避する)。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

### ✓ 信用リスク

- ・ 債務者の財務・資金繰りの状況およびその変化の把握(金利上昇ストレスへの耐性を含む)、ポートフォリオの特性およびその変化の把握。それらを踏まえた入口審査や中間管理の適切性、償却・引当方法の検討状況(業況不芳の大口債務者に対する引当の十分性を含む)。
- ・ 不動産関連貸出(分譲販売・売買業向けや居住用賃貸業向け等)や住宅ローンの審査・管理体制、ポートフォリオ分析の実施状況。その他の注力分野 (大手金融機関における NBFI 向けファイナンス、M&A ファイナンス、地域金融機関における LBO ローン等のストファイ、越境貸出等)の審査・管理 体制。
- ・ 債務者の財務状況や保全状況等を踏まえた経営支援が必要な先等の抽出および実効的な支援・管理の取組み状況。業況不芳の大口債務者に対する経営改善支援の実効性(抜本的な解決に向けた各種再生手法の活用状況)、事業承継支援やM&A等による支援の状況。
- ・ 金融経済環境やデフォルト事例を踏まえた先行きの信用コストおよびダウ

ンサイドリスクの見積もり。

#### ✔ 市場リスク

- ・ 収益力・経営体力対比でみたリスク許容度の適切な把握と組織的な共有、 金利環境の変化や有価証券損益の状況等を踏まえた市場リスクテイク方針 (ヘッジ方針を含む)。
- ・ 損失限度枠管理の実効性、市場急変時に備えたマネジメントアクションの 検討状況。
- ・ 有価証券評価損への対応方針、ベアファンド、満期保有目的債券の投資状況とリスク管理体制。
- ・ 有価証券ポートフォリオの多様化が進む中、注力分野 (PE ファンド投資や 私募 REIT 投資等) のリスクプロファイルの把握と管理体制。

#### ✓ 流動性リスク

- ・ 大手金融機関における外貨流動性リスクの把握・管理体制(経営情報システムの整備状況等を含む)。
- ・ 預金が減少している先や増勢が鈍化している先における預金動向の分析と 対応方針、店舗網縮小や店舗の少人数化を踏まえた緊急時対応の実効性。
- ・ 金利上昇等を踏まえた預金の粘着性分析、インターネット経由での預金流 出リスクへの対応方針。

#### ✓ オペレーショナルリスク

- ・ 勘定系システム更改など大規模プロジェクト管理の適切性、システム障害 の未然防止策や障害発生時の復旧体制の実効性(クラウドを含む)。
- ・ デジタル化が進み、サイバー脅威が高まるもとでの基本動作の徹底、グループ会社や委託先などサードパーティを含めたセキュリティ確保 (クラウドを含む)、インシデント発生時の復旧体制の実効性<sup>5</sup>。
- ・ 不正事件等の未然・再発防止策、組織的な牽制、内部監査やコンプライアンス体制を含む内部統制の機能度。金融商品販売やアドバイザリー業務にかかる優越的地位濫用・利益相反管理体制の整備状況。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> サイバーセキュリティ管理体制に関する調査に関しては、金融機関の業容・特性に応じて、金融 庁が 2024 年 10 月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」 も参考にしつつ行う。

- マネロン等対策に関する体制整備等の状況<sup>6</sup>。
- ・ 店舗統廃合や少人数化、事務の本部集中化等に伴うリスクプロファイルの 変化を踏まえた事務リスク管理体制の整備状況。

### 4. 考査運営面での対応

### (1) 立入調査とリモート手法を組み合わせたハイブリッド型考査の継続

2023 年度以降、立入調査とリモート手法を組み合わせたハイブリッド型の考査を中心に行っており、2025 年度もこれを継続する。

具体的には、約3週間の考査期間で、地域金融機関等の経営実態とリスク管理体制を包括的に点検・評価する「通常考査」では、前半約2週間は立入調査を行い、後半約1週間はリモート手法を活用して考査を行うことを基本型とする。ただし、金融機関の状況等に応じて、立入とリモートの比率等を調整したり、全期間立入調査による考査も行う。

### (2) 金融機関の事務負担への配慮と効率性の向上

考査においては、オフサイト・モニタリングで得られた情報を活用しつつ、金融機関ごとに、①内在するリスクが顕在化した場合の金融システムへの影響、②経営体力や収益力、リスクテイクの状況等を総合的に評価し、これを踏まえて、考査の頻度、考査期間、調査範囲、提出資料、要員数等にめり張りを付ける、リスクベース・アプローチに基づく効率的な運営を行っている。

2022 年度から、金融機関の負担軽減と考査運営の一層の効率性向上を図るため、 リスクベース・アプローチに基づき、一部の地域金融機関に対して、考査期間を約 2週間に短縮したうえで、オペレーショナルリスク管理等を調査対象外とする「短 期考査」を行っており、2025 年度もこれを継続する。

また、「検査・考査連携会議」を通じた考査・検査計画の調整、考査・検査結果の共有など、金融庁との連携を引き続き進めていく。考査の実施にあたっては、金融庁と連携した各種の共同調査との重複を回避することで、金融機関の事務負担に配慮する。

さらに、国際的に活動する金融機関に関する事項を中心に、海外当局との問題意識の共有や連携強化を引き続き進める。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて金融庁と問題意識や視点を共有しながら、点検していく。

### (3) 金融機関の納得性を踏まえた運営

日本銀行としては、考査の運営や結果に関して十分な納得や信頼が得られるよう、「考査運営に関するアンケート」や、考査終了後に必要に応じて実施するヒアリングを活用しながら金融機関とのコミュニケーションの充実に努め、金融機関から寄せられた意見・要望に適切に対応することで、考査運営の改善に不断に取り組んでおり、今後も継続していく。

また、2021 年度から開始した金融業界との定例意見交換会を通じて、金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取組み等を中心に、考査・モニタリングの運営面に関する意見交換も継続的に行う方針である。

以 上

## 2025 年度の考査における重点事項

### 1. 収益力・経営体力の見通しおよび経営管理

金融機関が将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築するため、次の<u>A.</u>およびB.の観点から、所要の取組みを進めているか点検する。

考査においては、これらの点検に関連して、持続性の高い利益¹を確保し、経営体力を保持できるかを、市場金利が織り込む金利見通しを前提とした収益力シミュレーション等により検証するとともに、一定のストレス下における収益や自己資本比率、分配可能利益などの試算も行い、収益力・経営体力に関する経営陣の課題認識やその向上に向けた対応方針について議論を行う。また、一部の大手金融機関については、オフサイト・モニタリングの一環として、共通シナリオを用いた一斉ストレステストを金融庁と共同で実施し、ビジネスモデルが内包するリスクプロファイルの深い理解を通じて、財務健全性に関する包括的な評価目線を構築するほか、リスク管理体制の高度化等の経営課題に対して対話を行う。

## A. 収益実現の取組みと経営の PDCA サイクル

金融機関が目指すべき収益の実現のために、内外の経営環境を的確に把握しながら経営戦略・計画を立案・実行し、その成果を検証したうえで、環境変化等に応じて経営戦略・計画を適時に見直す体制(いわゆる、経営のPDCAサイクル)を、適切に構築・運用しているか確認する。

金融機関経営を巡る環境変化については、オフサイト・モニタリングを含めて、フォワードルッキングに情報収集を図っていく。たとえば、内外の金融経済にかかる不確実性、地政学的リスク、NBFIのプレゼンスの高まりの影響、地域経済が直面する構造的な課題、DXの進展、内外金融規制・監督の動向、気候変動対応等について、金融機関の認識や先進的な取組みの聴取を含めて、幅広く継続的に調査を行う。

こうした環境認識を踏まえつつ、大手金融機関については、オフサイト・モニタリングとも連携し、外貨調達環境、国際金融規制や各法域における金融規制・監督枠組みの変化がみられる中でのグローバル展開やグループ戦略(海外拠点やインオーガニック投資等の戦略を含む)、DX への対応等の幅広い金融サービスへの取組み、経営効率化に向けた業務改革等を調査し、グループ全体の収益力の観点から取

<sup>1</sup> コア業務純益(除く投信解約損益)から信用コストおよび投信償還損を控除した利益をいう。

組み内容と実効性を点検する。

一方、地域金融機関については、人口減少や高齢化等の構造要因に直面する地域経済のもとで、これを将来にわたってしっかりと支えていくためには、引き続き、地域経済や顧客の課題解決・成長支援とともに、自らの経営基盤強化の取組みを進めていくことが重要である。こうした観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた、預貸金収益や手数料収入などトップライン収益の強化策や、店舗・人員配置の見直し、業務改革等の経営効率化策の取組み状況および先行きの実現可能性を点検する。また、経費抑制や採用難等により、人員制約が強まっている地域金融機関に関しては、そうしたもとでの業務運営面への影響やリソース管理の十分性について点検するほか、DX の活用や人的資本強化に向けた取組み等を含めた対応策とその実効性について対話を行う。その際、他行庫・異業種との業務提携や店舗施策の効果等にも注目していく。このほか、持株会社形態等での経営統合やグループ経営により経営基盤強化を進める地域金融機関については、その取組み状況や実効性について点検する。これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況のほか、今後の方針・課題について、対話を継続する。

先行きの収益力や経営体力の見通しについて、収益力シミュレーション等を通じて点検する。その際、市場金利が織り込む金利見通しを踏まえ、金融機関の資産・負債における金利更改期、預貸金金利の設定状況、先行きの追随率想定および残高の実現可能性を踏まえつつ、先行きの資金利益等の見通しを把握する。また、そのもとでの預貸金や有価証券運用等のALM運営について、オフサイト・モニタリングとも連携しつつ、金融機関と議論を深める。

また、経営の PDCA サイクルを運用するうえで、リスク対比でみて適切な収益管理を行っているか確認する。ROE 等の向上を目指す先については、リスクテイクや株主還元、インオーガニック投資等の資本活用の取組み状況等に加えて、全社的な財務目標とそれを達成するための事業部門別・個社別の採算性指標(RORA等)の整合性や、収益管理の実効性等を点検する。それ以外の先については、収益見通しを一定の精度で把握するといった基本的な事項についての対応状況を確認するほか、収益力や経営体力の状況、業容等を踏まえつつ、効率性指標の活用状況等を点検する。

### B. 経営戦略・計画に関するリスクの把握と対応

経営戦略・計画の実施に伴うリスクを的確に把握し、経営陣の関与のもとで、経営戦略・計画の見直しに結びつけているか確認する。特に、内外金利をはじめとする金融市場の動向、地政学的リスク、気候変動対応など、経営環境・戦略の変化を勘案したリスクの把握がなされているかに注目する。また、統合リスク管理の枠組みのもとで、有価証券評価損の扱いを含めて、収益力や経営体力との対比で許容可能なリスクを定量的に把握・管理しているか検証する。

その際、ストレステストの活用も含め、金融経済情勢が大きく変化した場合に収益力と経営体力に生じ得る影響を分析し、それらに対するマネジメントアクション等の対応を検討しているかも点検する。ストレステストについては、①経営陣の関与および所管部署の統括機能、②シナリオおよびテスト対象範囲の十分性、③モデルやデータの整備・検証体制、④テスト結果を経営の PDCA に活用する枠組み等を点検する。特に、金利環境の変化を踏まえた有価証券評価損や投信償還損、リスク量への影響について確認する。また、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について、リスク管理上の位置付けや管理状況を確認するほか、コア預金の考え方等について、対話を行う。

先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先との間では、将来にわたり安定的に金融仲介機能を発揮していくための自己資本とリスクアセットのバランスや、これらを管理するための枠組み、配当等の資本政策のあり方について、経営陣との対話を重点的に行う。考査終了後も、オフサイト・モニタリングにおいて経営トップとの対話を継続していく。

グローバルにシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs) やこれに準ずる先については、再建計画やコンティンジェンシープランの実効性を点検する。

気候変動対応については、規模・特性に応じて、①気候関連金融リスクの把握・管理(移行リスクや物理的リスクの定量評価等を含む)、②TCFD等に基づく開示の質と量の充実への対応、③取引先企業の脱炭素化に向けた取組み支援(中小企業向けの啓蒙活動や、温室効果ガス排出量の計測支援、サステナビリティ・リンク・ローンやグリーン・ローン等の商品・サービスの拡充等を含む)の状況に関して対話を行う。この際、オフサイト・モニタリングを中心として、2024年度から一部の大手金融機関との間で実施している金融庁・日本銀行との共通シナリオに基づく気候変動シナリオ分析や、気候関連金融リスクに関する規制・監督やリスク管理を巡る国際的な議論などを踏まえながら、規模・特性に応じて気候変動シナリオ分析の高度化を促していく。

### 2. ガバナンス

### A. ガバナンスの有効性確保

大手金融機関については、インオーガニック投資を含む業務拡大や、グループ横断的なサービス提供機能強化などの経営戦略に応じた、経営管理、リスク管理および内部監査を含めたグループ・グローバルベースのガバナンス体制が構築されているか確認する。

地域金融機関については、各種経営方針の組織への浸透と、リスク認識に関する 組織内のコミュニケーションが円滑に図られ、経営戦略・計画の実現に向けて適切 に組織力を発揮できるガバナンス体制が構築されているか確認する。また、傘下に 地域金融機関を有する持株会社についても確認する。

考査では、社外取締役等との面談を必要に応じて実施する。

海外 G-SIFIs の在日拠点については、グループ内での役割を把握するとともに、業務内容やリスクに応じた適切な管理体制が構築されているかを点検する。そのうえで、①グループ全体のストレス事象を想定した場合の在日拠点への影響と対応、②再建・破綻処理計画上の在日拠点の位置付け等について、これらに関する在日拠点の関与も含め点検する。在日法人の形態をとっている拠点については、経営悪化時における本部の支援体制も点検する。なお、③円資金の管理拠点が在日拠点以外に置かれている場合には、同拠点の管理状況や不測の事態に備えた日本銀行との連絡体制を確認する。また、④グループ全体のストレス事象を想定した場合におけるわが国の金融システムへの影響について、本部等からの情報収集も含め調査を行う。

## B. 内部監査機能の発揮・高度化

内部監査について、①経営戦略およびリスクテイク状況や、リスク顕在化事象の発生状況等を踏まえたリスクアセスメントを通じて、監査対象の選定や監査資源の配分が適切に行われているか、②業務の適正性の検証と監査結果を受けた改善が適切になされているか、特に本部監査では、必要に応じて外部専門家等の知見も活用しつつ、リスク管理の実効性に踏み込んだ点検を行い、有効な改善策の検討につなげているか、③監査の結果や提言が経営に活用されているかを、金融機関の業容やリスクテイクの状況、リスク顕在化事象の発生状況等に応じて点検する。なお、考査の実効性を高める観点から、立入調査前に内部監査部署へのヒアリングを必要に応じて実施する。

### C. 経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制

主として大手金融機関を対象に、経営陣が適切な経営判断を行うためのグローバル・グループワイドな財務情報やリスク情報について、①経営情報システムなどの情報把握体制を適切に整備しているか、②そのために十分な経営資源を割り当てているか、③情報の網羅性や正確性、適時性等を確保しているか、などを点検する。その際、国際金融規制等、制度面への対応状況も確認する。

#### 3. 信用リスク管理

#### A. 審查·管理

大手金融機関、地域金融機関のいずれにおいても、金融経済環境の変化や個別債務者の状況を踏まえた信用リスク管理が重要となる。また、特に地域金融機関は、 人口減少など地域経済が直面する構造的な課題も踏まえた管理が求められる。 こうした状況等を踏まえつつ、個別債務者の財務・資金繰りの実態およびその変化を適切に把握し、債務返済可能性(金利上昇ストレスへの耐性を含む)の分析を行っているか、ポートフォリオ特性やその変化を分析しているか、信用コストの発生事例の分析を適切に行っているか、点検する。また、そうした分析を入口審査や中間管理に的確に活用しているかについても点検する。特に業況不芳または事業リスクが大きい大口債務者については、実態把握の十分性や、自己査定の正確性を含めた審査・管理の適切性を丹念に点検する。その際には、ラインシート調査<sup>2</sup>等も活用していく(3.の以下の項目も同様)。

## B. 注力分野への対応

大手金融機関では、ファンド等の NBFI 向けファイナンスや M&A ファイナンス、 不動産関連貸出、サステナブルファイナンス等、地域金融機関では、不動産関連貸出(分譲販売・売買業向けや居住用賃貸業向け等) やストファイのほか、越境貸出等に注力する先がみられている。

こうした状況等を踏まえ、大手金融機関については、①ファンド等の NBFI 向けファイナンス、M&A ファイナンスなど取組みを積極化させている与信や、貸出関連商品の組成・販売など注力分野の業務を適切に管理しているか、②本部がグローバルな管理・報告ルールを整備し、適切にモニタリングしているか、などを点検する。

また、大手金融機関、地域金融機関ともに、不動産関連貸出や住宅ローンに関する審査・管理、ポートフォリオモニタリング等の状況について点検を行う。特に不動産関連貸出においては、①分譲販売・売買業向けでは、プロジェクトの検証や物件評価額、物件販売の進捗管理、不動産市況のモニタリング等も踏まえた予兆管理、②アパートローン等の居住用賃貸業向けでは、賃料や空室率を含めた収支計画や回収可能性などについて点検する。また、金利上昇や不動産価格下落などのストレス時も想定した審査・管理体制も確認する。

さらに、地域金融機関のうち、ストファイ等に注力している先については、これらの貸出について貸出形態や債務者の特性を踏まえ、適切に審査・管理を行っているか点検する。

### <u>C. 企業の経営改善支援</u>

\_

大手金融機関、地域金融機関のいずれにおいても、金融経済環境の変化や個別債務者の状況を踏まえた企業の経営改善支援が重要となる。また、特に地域金融機関は、地域経済の持続性を高める観点からも、企業の経営改善支援の実効性を確保す

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 抽出された個別の債務者について、財務状況の推移、借入・返済状況の推移、これらの将来見通し、金融機関の自己査定結果や融資方針等の情報が記載された書面(ラインシート)を基に関係部署と面談を行い、地域経済や業界の動向といった経営環境、与信管理状況等を把握・確認すること。

ることが求められる。

こうした観点から、①個別債務者の財務状況や保全・引当の状況等を踏まえ、本部と営業店が連携し、経営改善支援が必要な先を的確に抽出しているか点検する。また、②それらの債務者の経営実態や事業の将来性を的確に分析し、債務者と経営課題の認識や対応方針を共有しているか、③債務者の課題解決に向けた助言や提案、支援等を、本部と営業店が適切に連携して行っているか、④必要に応じ事業承継やM&Aによる支援を実施しているか、⑤業況が不安定な債務者については、他の金融機関や外部専門家等と連携するなどして、抜本的な解決に向けた働きかけを実施しているかなど、支援・管理の取組み状況と実効性について点検する。特に、業況不芳が続いている大口債務者に関しては、抜本的な経営改善を図ることなく貸出を続けるなど、リスクが蓄積していないか、深度ある対話を行う。

## D. 信用コストの見通し(償却・引当のあり方)

内外の金融経済環境や、最近のデフォルト事例、個別およびポートフォリオレベルの債務者の状況、保全・引当の状況を踏まえ、先行きの信用コストおよびダウンサイドリスクを検証し、その的確性について金融機関と対話する。また、適切な償却・引当方法のあり方について金融機関と対話を深めるほか、必要に応じて金融機関の会計監査人との意見交換も実施する。特に業況不芳の大口債務者に関しては、引当の十分性を含め、深度ある対話を行う。

### 4. 市場リスク管理

### A. リスクテイクに応じた管理体制の構築

損失限度枠管理の枠組みやアクションプラン、リスク許容度について組織的な検 討が不十分であった結果、評価損が拡大した先がみられている。また、満期保有目 的の円債投資残高を増加させる動きもみられている。

こうした状況等を踏まえ、金利環境の変化等を踏まえた市場リスクテイク方針(ヘッジ方針を含む)や、評価損への対応方針について、ベアファンドや満期保有目的債券の扱いを含めてリスク管理体制を確認する。また、運用計画の策定に際して、計画を実行した場合のリスク量等が、収益力や経営体力対比で許容可能かを検証しているか点検する。その際、ストレステスト等の実施を通じて、評価損が拡大した場合の分配可能利益や純資産価値への影響を検証しているかなども点検する。また、PEファンド投資や私募REIT投資など、有価証券ポートフォリオの多様化が進んでいる先を中心に、リスクプロファイルを的確に把握したうえで、時価・リスク量等を適切にモニタリング・計測しているか、などの管理体制を確認する。

## B. 各種リスク・損失限度枠の適切性、市場急変時に備えた対応

各種リスク・損失限度枠を経営体力や期間収益対比でみて適切な水準に設定し、必要に応じて見直しているか、市場急変時に備えたアクションプランを組織的に検討しているか、点検する。また、実際に協議ポイント等に抵触した場合に、経営体力や期間収益への影響も踏まえて、継続保有の適否等について、マネジメントアクションを適時に行う枠組みが整っており、実際に機能しているか点検する。

### 5. 流動性リスク管理

## A. 外貨流動性リスク管理

国際的に活動する大手金融機関については、外貨調達残高が高水準となっていることから、①外貨バランスシート戦略(増減、預貸ギャップ、運用調達のマチュリティギャップ、採算性等)に見合ったリスクアペタイト(中長期調達の比率や、流動性ストレステスト結果を踏まえた指標等)を設定しているか、②通貨別に調達可能額を踏まえた資金ギャップ枠を設定するとともに、突発的な資金流出にも対応可能な流動性バッファーを保有しているか、③合理的な資金流出入の想定に基づき、流動性ストレステストおよび緊急時調達計画をグループ全体で整合的に整備・実施しているか、点検する。

外貨調達基盤の強化とリスク管理の高度化に向けた取組みについては、オフサイト・モニタリングにおいても、金融庁や大手金融機関を管轄する海外当局とも連携しつつ、継続的に調査を行う。大手金融機関のうち一部の先については、金融庁との共同調査を実施し、考査では当該調査との重複を回避する。共同調査では、流動性ストレステストにおける預金の流出率想定や、緊急時調達計画の実効性、流動性リスク関連情報の把握・収集体制(経営情報システムの整備状況)等について、各行の取組み状況等を点検する。

また、地域金融機関については、短期の市場性調達等への依存度が高い先や外貨 建て資産運用に積極的な先を中心に、調達環境の変化や資産の市場流動性等を勘案 した安定的な調達手段の確保、ストレステストの実施・活用、緊急時対応力の実効 性など、リスク管理体制を点検する。

#### B. 円貨流動性リスク管理

①預金が趨勢的に減少している先や増勢が鈍化している先を中心に、預金動向の 背景分析や対応策を組織的に検討しているか、②店舗網縮小や店舗の少人数化も踏 まえ、緊急時に迅速に流動性準備や現金を確保できる体制を整備・見直ししている か、点検する。

また、金利上昇等を踏まえた預金の粘着性分析の実施状況や、インターネット経

由での預金流出リスクに関するモニタリング体制や対応方針等を点検する。

### 6. オペレーショナルリスク管理

## A. システムリスク管理体制

勘定系システムのオープン化・クラウド化などの大規模プロジェクトにおいて、各種プロジェクト管理や委託先管理の適切性等について、必要に応じて委託先等への調査も実施しつつ点検するほか、次期システムに向けた検討状況(地域金融機関が利用する共同システムを含む)について確認する。また、金融機関の重要なシステムを中心に、①保守管理や重要システムの二重化等、システム障害の未然防止策や、②コンティンジェンシープランの整備・訓練を含む障害発生時の復旧体制の実効性について点検する。また、生成 AI を含めて DX の進展による新たな技術やサービスの利用に見合った管理が行われているか、といった観点からも点検する。さらに、クラウドの利用や API 連携等、サードパーティとの業務連携が拡大している傾向も踏まえ、そうした先については、開発・運用のプロジェクト管理、システム障害時等の連携体制、顧客データ等に関する情報セキュリティの観点等から、業務委託先を含むサードパーティ管理を適切に行っているか点検する。このほか、サイバーセキュリティを含むシステム管理全般の実効性と、システム投資の効率性の両立を図る経営資源の配分が行われているかなどの観点から、金融機関本体およびそのグループ会社等に対する IT ガバナンスの有効性を確認する。

### B. サイバーセキュリティ管理体制

サイバーセキュリティ管理体制の整備状況については、金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」も参考にしつつ、サイバー脅威の高まりや各金融機関の業務内容等(クラウドの活用状況を含む)を踏まえ、IT 資産管理や脆弱性対応、顧客情報など重要データへのアクセス権限管理、セキュリティ製品の設定管理等の面で、適切性や有効性を確保するための基本動作が徹底されているか点検する。また、攻撃からの完全な防御は困難であることを踏まえ、サイバーインシデント発生時を想定して、重要業務の復旧に向けた体制整備や実効性のあるコンティンジェンシープランの策定、演習の実施とその結果を反映した管理体制の見直し等が適切に行われているか確認する。このほか、グループ会社や委託先などサードパーティに対する管理の適切性についても点検する。

一部の大手金融機関に対する金融庁との共同調査では、グループ・グローバルなリスク管理体制整備、サイバーレジリエンス能力、サイバー事案を踏まえたサードパーティ管理体制、API接続増加などリスクプロファイルの変化への対応について対話を深める。なお、考査の実施にあたっては、共同調査との重複を回避する。

地域金融機関等については、引き続き、金融庁と共同でサイバーセキュリティ管

理体制に関するセルフアセスメントを実施し、整備状況の実態把握および対策強化 について働きかけを行っていく。

## C. コンプライアンス体制

不正事件等の未然・再発防止策を講じているか、組織的な牽制のほか、内部監査やコンプライアンス体制を含む内部統制が有効に機能しているか、点検する。このほか、フィービジネスに注力する先を中心に、金融商品販売やアドバイザリー業務にかかる優越的地位濫用・利益相反管理など、コンプライアンス体制の整備状況を点検する。

## D. マネロン等対策

国際的にマネー・ローンダリング対策やテロ資金供与の防止が強く求められている中、金融機関がマネロン等対策を着実に進めることは、適切な業務運営を確保するうえで不可欠であるほか、金融機関自身の信認維持のためにも重要である。こうした観点から、考査では、引き続き、金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて金融庁と問題意識や視点を共有しながら、マネロン等対策に関する体制整備等への取組み状況を点検する。

## E. 事務リスク管理体制

事務集中、店舗網や人員配置の見直し等の動きを踏まえ、①これらに伴う事務リスクのプロファイルの変化を金融機関が適切に認識しているか、②金融機関およびその重要なグループ会社や業務委託先・連携先等のサードパーティも含め、リスクプロファイルの変化に伴う管理体制の整備・見直しが適切に行われているか点検する。その際、事務処理の実態把握や事務事故の分析等を通じてリスク管理上の問題点を洗い出し、有効な改善策を講じているかも点検する。

#### F. 業務継続体制

実効性のある業務継続体制の整備は、金融機関の重要業務の遂行に加え、わが国の決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。こうした観点から、引き続き、地震や台風、水害など最近の自然災害や感染症、サイバーインシデントの発生に対応して、業務継続体制の見直しが適切に行われているか点検する。その際には、金融機関の業務内容や決済システム・地域におけるプレゼンス等を考慮する。。

以 上

<sup>3</sup> 大手金融機関等については、IT システムやサードパーティ等への依存の高まり等の環境変化を 踏まえ、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生した場合を 念頭に、オペレーショナル・レジリエンス(未然防止策を尽くしてもなお業務中断が生じること を前提とした早期復旧・継続体制の整備)の観点からも調査を行う。